

平成 25 年 1 月 18 日

お客さま各位

株式会社みなと銀行

本人確認書類の誤廃棄ならびに紛失について

今般、弊行におきまして、4支店において最大1年2ヶ月の期間に頂戴したお客さまの本人確認に係わる書類を、誤って廃棄し、また1支店においては2ヶ月間分を紛失していることが内部調査により判明しました。

詳細は下記の通りでございますが、このような事態を招きましたことは、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

内部調査の結果、誤廃棄が判明した書類につきましては、専門の廃棄業者により溶解処理を行っており、外部流出の可能性は極めて低いものと考えております。

紛失書類につきましても、誤って廃棄した可能性が高く、通常外部へ持ち出すものではないため、外部に情報が流出した可能性は極めて低いものと考えております。なお、これまでに紛失した書類に関係すると見られる不審なお問い合わせ等はございません。

弊行といたしましては、今回の事態を真摯に受け止め、全役職員に対して再発防止に向けお客さま情報の管理について再徹底を行うとともに、引き続き法令等の遵守に取り組んでまいります。

- | | |
|-------------------------|---|
| ○ 書類の名称 | 「本人確認書」(注1) および「本人確認資料」(注2) |
| ○ 誤廃棄が判明した店舗
対象のお客さま | (4か店) 長田支店、住吉支店、赤穂支店、旧日高支店 (注3)
別表の該当期間に一定のお取引(注4)をいただいたお客さま
(4,004名) |
| ○ 紛失が判明した店舗
対象のお客さま | (1か店) 旧東垂水支店 (注3)
別表の該当期間に一定のお取引(注4)をいただいたお客さま
(98名) |

(注1)「本人確認書」とは、法令(犯罪による収益の移転防止に関する法律)に基づき、お客さまの本人確認の記録を残す書類をいい、取引終了後7年間の保存義務があります。お客さまのお名前、ご住所、生年月日および本人を確認した資料の種類等が記載されております。

(注2)「本人確認資料」とは、運転免許証や健康保険証等の公的書類のコピーで、本人確認書に添付している書類をいいます。

(注3) 日高支店は、平成15年9月16日に豊岡支店に統合いたしました。
東垂水支店は、平成16年7月12日に垂水支店に統合いたしました。

(注4)「一定のお取引」とは、預金口座開設等の取引をいいます。

対象のお客さまには、別途個別にご案内申し上げますが、法令に基づき、あらためてご本人であることの確認をさせていただく場合がございますので、その際にはご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

【本件に関するお客さまからのお問い合わせ窓口】

電話番号 : 0120-666-524 (フリーダイヤル)

受付時間 : 1月18日(金)~2月28日(木) 午前9時から午後5時まで
(土日祝日を除きます)

※但し、1月19日(土)、1月20日(日)は受付いたします。

本資料に関するお問い合わせ先
企画部 調査広報室 久保田 TEL 078-333-3247

以上

該当店舗一覧

店舗名	該当期間	お客さまの数
長田支店	平成 15 年 1 月～平成 16 年 3 月	1,297 名
住吉支店	平成 15 年 1 月～平成 15 年 12 月	1,145 名
赤穂支店	平成 15 年 1 月～平成 16 年 3 月	1,499 名
旧日高支店 (平成 15 年 9 月 16 日に 豊岡支店に統合)	平成 15 年 1 月～平成 15 年 9 月	63 名
旧東垂水支店 (平成 16 年 7 月 12 日に 垂水支店に統合)	平成 15 年 1 月～平成 15 年 3 月	98 名